

### R3.4.6 組織委員会

行宗局長	まず、議長から御挨拶がある。
森田議長	皆様には、大変お忙しいところお集まりいただいた。本日は組織の委員会であるので、私から招集させていただいた。 濱田知事は、この令和3年度について、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期しつつもこれまで準備を進めてきた各施策を実行に移し、守りから攻めに転じて具体的な成果につなげる1年にしたいと述べている。このような中、議会の果たす役割もますます重要になっている。議会運営委員の皆様には、円滑な議会運営のため、各会派の連絡調整に御尽力を賜るとともに、議会活動の活性化に向けた協議など、大変御苦勞をおかけすることになると思うが、よろしく願います。また、正副議長に対しても格段の御支援、御協力を賜るようお願い申し上げます、簡単ではあるが、挨拶とする。
行宗局長	本日は初めての委員会であるので、委員長が互選されるまでの間、高知県議会委員会条例第7条第2項の規定に基づき、その職務を年長の明神健夫委員に願います。
明神年長委員	それでは、年長である故をもって、私が暫時の間、議事をさせていただきます。よろしく願います。 ただいまから、議会運営委員会を開く。 お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。
<b>1. 委員長の互選について</b>	
明神年長委員	直ちに委員長の互選を行う。 互選の方法はいかがでしょうか。  (「指名」との発言あり)
明神年長委員	「指名にせよ」という発言があるので、互選の方法は指名推選によりたいが、これに御異議ないか。  (異議なし)
明神年長委員	御異議ないものと認める。よって、さよう決する。 どなたか推薦があれば、願います。
梶原委員	明神委員を推薦する。
明神年長委員	私に委員長をとのことであるが、これに御異議ないか。  (異議なし)
明神委員長	それでは、御異議ないようであるので、私が委員長をさせていただくことに決した。 一言、御挨拶を申し上げる。 ただいま、委員長に御推挙いただき、誠にありがとうございました。この上は、新型

コロナウイルスへの対応や、またデジタル化などへの挑戦、さらには経済の活性化をはじめとする5つの基本政策と3つの横断的な政策をさらに進化させる本会議となるよう、当委員会の円滑な運営に最善を尽くしてまいり所存である。何とぞ委員の皆様、執行部の皆様、そして事務局の皆様の御支援、御指導を賜るようよろしくお願いを申し上げて、就任の御挨拶とさせていただきます。

## 2. 副委員長の互選について

明神委員長

これより、副委員長の互選を行う。  
互選の方法はいかがでしょうか。

(「指名」との発言あり)

明神委員長

「指名にせよ」という発言があるので、互選の方法は指名推選によることとする。お諮りする。指名の方法については、委員長である私が指名することにしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長

御異議ないものと認める。よって、私が指名することとする。  
副委員長に黒岩正好君を指名する。  
お諮りする。ただいま指名した黒岩正好君を副委員長の当選人と定めることに御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長

御異議ないものと認める。  
よって、ただいま指名した黒岩正好君が副委員長に当選された。  
ただいま副委員長に当選された黒岩正好君に、本席から告知をする。  
ここで、副委員長の就任の御挨拶がある。

黒岩副委員長

ただいま副委員長の指名をいただいた黒岩正好である。明神委員長の下で公平、公正な委員会が行われるようしっかり取り組んでまいり決意であるので、委員の皆様のお力を何とぞよろしくお願いする。

## 3. 委員席の指定について

明神委員長

次に、委員席を決定したいと思う。  
ただいま御着席されている席を順に詰めていただき、そのお詰めいただいた席を委員席に指定したいが、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長

それでは、さよう決する。

(事務局、名札を置く)

明神委員長 総務部長、前の席へどうぞ。

**4. 本会議の運営等に関する申し合わせ事項について**

明神委員長 次に、1ページの資料1、本会議の運営等に関する申し合わせ事項についてである。主な内容を取りまとめたものを資料1としてお手元にお配りしてあるが、このうち検討を要する事項があれば、次回以降の議運で協議することにいたしたいので、事務局まで申し出を願う。

(了 承)

**5. 執行部席の変更について**

明神委員長 次に、12ページの資料2、執行部席の変更についてである。このことについて、総務部長の説明を求める。

徳重総務部長 それでは、執行部席の変更について御説明申し上げます。  
まず初めに、今回の組織改正について、組織機構一覧ができたので改めて御説明申し上げます。

お手元の12ページの資料2を御覧願う。今回の組織改正で変更のあった部及び課については、黒地に白抜きで記載しているところである。部局数の数は14部局、90課で昨年度から変更はない。

執行部席の変更について、13ページの執行部配席図を御覧願う。今回の組織改正では、重要施策に係る総合調整機能を強化するため、総務部に政策調整担当理事を設置した。当該理事についても、本会議場に座らせていただきたいと考えている。

については、このページの上段、新のとおり、執行部の配席を変更させていただきたいと考えている。

説明は以上である。どうぞよろしく願います。

明神委員長 何か質問はないか。

(な し)

明神委員長 それでは、このことについては、ただいまの説明のとおり変更するという事で御了承願う。

(了 承)

**6. 前期議会運営委員会からの引継事項について**

明神委員長 次に、14ページの資料3、前期議会運営委員会からの引継事項についてである。このことについて、事務局から説明をさせる。

川村政策調査 前期議運からの引継事項について御説明申し上げます。

課長

14ページ、資料3を御覧願う。前期の議運において、県民の会から新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、委員会のオンライン開催及び傍聴者の取扱い等について議運で協議してはどうかとの提案があった。そして、自由な意思の表明の確保や情報セキュリティ対策であるとか、そういった課題も研究しながら、来年度の議運で少しずつ検討を重ねていったらいいのではないかとといった意見などから、本年度の議運への引継事項とされたものである。

その際、議員に感染者が発生した場合の会議への影響などについて、事務局から前期の議運で御説明をしているが、委員の皆様も替わられているので、改めて今回御説明申し上げる。

2点について説明申し上げます。1点目は、感染者が発生した場合の会議への影響、対応などについて、2点目は、オンライン委員会の開催についてである。

1点目、感染者が発生した場合の会議への影響、対応などについて御説明申し上げます。15ページを御覧願う。感染者が発生した場合の本会議や委員会への影響や対応である。左側の欄が本会議、右側が委員会である。上の星印に記載しているが、本会議、委員会とも法律や条例により、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ会議を開くことはできない。そして、会議が開催できないとしても、どの場面の会議かによって対応が異なってくるので、そのケース分けをしたものがこの表である。なお、ここでいう感染者とは、一番下の欄外に記載しているとおり、濃厚接触者など登庁自粛が求められる者を含む。個々についての説明は省略する。また、傍聴に関しては、本会議、委員会ともに記載のとおり、本会議は定員を制限し、委員会は間隔を空けることで定員を確保している。

会議に関して説明申し上げます。本会議が開けない場合は日程の変更、または緊急性の高いものは知事の専決処分といった対応が必要となる。また、委員会が開けない場合は、日程の変更や本会議での審議といった対応が必要となる。

なお、ここでいう半数以上の議員の出席とは、本会議については法律の解釈から現にその場にいることと解されるとの見解が国から出されており、議場に参集することなく、オンラインによる会議を開催することは認められていない。一方、委員会については、条例により規定しているものであるため、条例を改正することによりオンライン会議などによる開催は差し支えないとの通知が令和2年4月に総務省自治行政局行政課長から発出されている。その通知を16ページ以下に示している。

16ページを御覧願う。これは、他県の議会から総務省に「新型コロナウイルス感染症対策のため、委員会をいわゆるオンライン会議により開催することは差し支えないか」との問い合わせがあり、それに対して総務省から見解が示されたものである。アンダーラインを中心に説明申し上げます。議会の議員が委員会に出席することは不要不急の外出に当たらないものと考えるが、各団体の条例や会議規則等について必要に応じて改正等の措置を講じ、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止措置の観点等から委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合に、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を活用することで委員会を開催することは差し支えないと考える。その際には、現に会議室にいる状態と同様の環境をできる限り確保するため、議事の公開の要請への配慮、議員の本人確認や自由な意思表明の確保等に十分留意するとともに、情報セキュリティ対策を適切に講じる必要があるとされている。

なお、下段のなお書き部分は、先ほど説明した本会議に関する部分である。

### R3.4.6 組織委員会

17ページを御覧願う。この通知のQ&Aなどの中でのポイントを記載している。

1つ目の丸であるが、アンダーラインの箇所である。地方議会の役割や性質を踏まえると、委員会についても開催される場所に参集する形で開催されることが基本になる。

2つ目の丸である。オンラインによる方法を活用した委員会の開催については、委員会を開催すること自体が困難な場合を想定したものであり、あくまでも例外的、緊急避難的な対応として、位置づけられるものであるとしている。

18ページを御覧願う。いわゆるオンライン委員会を開催するための条例は、令和2年12月末現在で、7都府県、東京都、茨城県、群馬県、愛知県、三重県、大阪府、熊本県において制定されている。そのうち、開催実績のあるのは、大阪府のみとなっている。

説明は以上である。

明神委員長 ただいまの事務局の説明について、質問、御意見はないか。

(なし)

明神委員長 それでは、この件については、会派に持ち帰って御検討いただいたうえ、次回以降の議運で御協議願うこととしたいが、いかがか。

(異議なし)

明神委員長 それでは、さよう決する。

#### 7. その他

##### (1) 事務局の組織

明神委員長 次に、その他である。

まず、19ページの資料4、事務局の組織についてである。

4月1日付で、事務局の人事異動があったので、幹部職員及び議運等の担当職員の紹介をさせる。

(事務局職員、自己紹介)

##### (2) 夏季の服装

明神委員長 次に、夏季の服装についてである。

このことについては、議運の申合せでクール・ビズの開始時期は、執行部の開始時期に合わせることとし、なお、議運で再確認するとされているところである。

20ページの資料5は昨年度の資料を参考にお示ししているものであるが、御覧のとおり、例年であれば執行部は5月1日から10月31日までの間、軽装で執務を行っており、本年度も同じ期間で調整中と聞いている。

5月には出先機関等調査が予定されており、執行部や関係者に対する周知も必要であることから、夏季の服装については、実施時期も含めて本日お決めいただきたい。

については、今年度も引き続き、5月1日から10月31日までの間の議会活動については、執行部と議会事務局職員を含め、軽装でも基本的には差し支えないとすることで、御異議ないか。

	(異議なし)
明神委員長	それでは、さよう決する。
	<b>(3) 高校生フォトコンテスト</b>
明神委員長	次に、21ページの資料6、高校生フォトコンテストについてである。 このことについて、事務局に説明をさせる。
吉岡議事課長	それでは、21ページの資料6を御覧願う。本年度の高校生フォトコンテストの実施についてである。 高校生フォトコンテストは平成28年度に初めて実施して、昨年度まで5回実施をしている。資料一番下の欄にこれまでの応募状況を記載しているが、毎回多くの応募を頂いている。昨年度も、コロナ禍で学校活動の制約がある中で、令和元年度には及ばなかったがこれまでと変わらず多くの方に御応募を頂いた。 フォトコンテストの入賞作品は議会だよりに掲載するほか、表彰式に入賞者の学校の新聞部などの別の生徒が取材に来てくれ、学校新聞に掲載していただけるなど、議会を身近に感じていただき、議会への関心を深めることにつながっているのではないかと感じる。 この高校生フォトコンテストを、本年度も昨年度と同様12月定例会中に実施したいと考えている。テーマや募集期間、入賞作品数、審査方法などは資料に記載しているとおおり、基本的に昨年度と同様としている。県内高校など1から3年生を対象として、高知の魅力、高知の自然をテーマに、9月から11月に作品募集を行う。そして、高知県写真家協会の岩崎会長及び元高知新聞社写真部長の門田和夫氏のお二人に第1次審査を行っていただき、12月定例会中に全議員による第2次審査、そして議長賞、副議長賞、佳作の入賞作品を決定、その後1月に表彰式を行うといった流れである。 こういった形で進めて構わないか、御決定いただくようお願いする。 以上である。
明神委員長	何か質問、御意見はないか。
	(な し)
明神委員長	それでは、事務局からの説明のとおりで、御了承願う。
	(了 承)
	<b>(4) その他</b>
明神委員長	最後に、その他で何かないか。
	(吉岡議事課長、挙手)
明神委員長	吉岡議事課長、どうぞ。
吉岡議事課長	議員の皆様へのメール利用に当たって使用されているパスワード変更のお知らせである。こちらは資料はない。口頭で説明申し上げる。 議員の皆様への電子メールについては、平成31年度からグーグル社が提供するGメールを

### R3.4.6 組織委員会

利用している。

メールを利用するに当たってのパスワードはこれまで変更を行っていなかったが、同じパスワードを利用し続けることはセキュリティー上危険であることから、本年度より毎年変更を行っていくこととした。

本年度は、4月23日から新たなパスワードに変更する予定としている。変更日が近づいたら新たなパスワードやパソコンの設定等について議員の皆様個別にお知らせするので、御了承願う。

以上である。

明神委員長

何か質問、御意見はないか。

(な し)

明神委員長

それでは、事務局からの説明のとおりで御了承願う。

(了 承)

明神委員長

ほかにないか。

(な し)

明神委員長

それでは、協議事項は以上である。

以上で、議会運営委員会を終わる。